

令和 7 年度

松川町水質検査計画



松川町 中桐浄水場

松川町水道事業では、水道水の安全性など水道に対するお客様の信頼を得るため、水質検査計画を作成し、検査計画及び検査結果を公表します。

- 1 水質検査の基本計画
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項
- 4 採水場所
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査と委託する機関
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画において留意する事項
- 9 水質検査計画及び結果の公表方法とお客様の声
- 10 水質事故への対応

令和 7 年 4 月

松川町水道事業者 松川町長 北沢 秀公

松川町水道事業 令和7年度 水質検査計画

1 基本計画

松川町水道事業者は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において、行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第1号に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価のうえ需要者に対して公表します。

2 水道事業の概要

松川町水道事業者 松川町長 北沢 秀公

松川町上水道【計画給水人口5,001人以上の水道】

- ・計画給水人口 13,400人
- ・1日平均給水量 3,300m³/日
- ・主な水源の名称 片桐松川水源（片桐ダム）
- ・水源種別 河川表流水（ダム水）
- ・浄水場の名称 中桐浄水場
- ・浄水処理方法 急速ろ過方式

3 水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項

(1) 松川町 大島・上片桐地区（旧上水道区域）

主な水源は河川表流水（片桐ダム）です。現在までの水質はおおむね良好な状態であり、浄水については水質基準値を大幅に下回っていますので、安全で良質な水といえます。降雨による濁度、ダム排砂工事等による地質由来の物質について、水質管理上特に注意を払います。

(2) 福沢・部奈地区（旧福沢簡易水道区域）

水源は大島水系からの送水及び深井戸水で、現在までの水質はおおむね良好な状態で

あり、浄水については水質基準値を下回っていますので、安全で良質な水といえます。
しかし、カルシウム・マグネシウム等(硬度)が平均して100mg/L有り、中程度の軟水といえるため、基準値の300mg/Lを超えないよう水質管理上特に注意を払います。

(3) 生東地区 (旧生東簡易水道区域)

水源は河川表流水で、現在までの水質はおおむね良好な状態であり、浄水については水質基準値を大幅に下回っていますので、安全で良質な水といえます。しかし、原水色度が高いため、浄水処理対策として粒状活性炭吸着により色度を除去しています。今後も水質汚染とならぬよう特に注意を払います。

(4) 峠地区 (旧峠簡易水道区域)

水源は河川表流水で、現在までの水質はおおむね良好な状態であり、浄水については水質基準値を大幅に下回っていますので、安全で良質な水といえます。降雨による濁度や地質由来の物質について水質管理上特に注意を払います。

4 採水場所〈○数字は地図上番号〉

(1) 上水道区域給水栓水 (蛇口)

- ①中桐水系 : 名子中央保育園 給水栓
- ②下垣外低区水系 : 双葉保育園 給水栓
- ③原田水系 : 社会福祉協議会 給水栓
- ④片桐水系 : 大栢地区コミュニティー消防センター 給水栓
- ⑤丈源田水系 : 上片桐駅 給水栓

(2) 福沢給水栓水 (蛇口)

- ⑥福沢水系 : 間沢自治会所 給水栓
- ⑦部奈水系 : 部奈文化伝承センター 給水栓

(3) 生東給水栓水 (蛇口)

- ⑧生東水系 : 役場生田支所 給水栓

(4) 峠給水栓水 (蛇口)

- ⑨峠水系 : 観陽丘 給水

(5) 原水採水場所

ア 水源水質を確認するため、年1回浄水場入口(着水井)から採水します。

・中桐浄水場 ・柄山浄水場 ・峠浄水場

イ 深井戸水源の水質を確認するため、年1回ポンプから採水します。

※上水道

- ⑩下垣外第1水源池 ⑪下垣外第2水源池 ⑫原田第1水源池
- ⑬原田第2水源池 ⑭清二水源池 ⑮諏訪形水源池 ⑯有平水源池
- ⑰寺沢水源池 ⑱部奈水源池

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

1 日 1 回、町内 10 箇所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を実施します。

(2) 毎月検査

1 ヶ月に 1 回、水質検査採水場所（給水栓）において、水質変化の指標となる 9 項について水質検査を行います。

(3) 水質基準項目

3 ヶ月に 1 回、水質検査採水場所（給水栓）において水質基準項目（省略不可能 21 項目）について水質検査を行います。

また、その中において 1 回は 51 項目（全項目）を実施します。

(4) 原水検査

年 1 回、消毒副生成物を除いた 40 項目の水質検査を実施します。

また、クリプトスポリジウム対策として、中桐浄水場、柄山浄水場、峠浄水場において、指標菌検査を 3 ヶ月に 1 回行うとともに、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査も年 1 回行います。

(5) 年間検査実施内容及び月別検査実施内容（別紙参照）

6 水質検査方法と委託する機関

水質基準項目の検査方法は、「水質基準に関する省令」の規定に基づく検査方法により行います。

採水、水質検査及び成績書の発行までの業務を、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。

なお、本年度は『一般財団法人 中部公衆医学研究所』に委託します。

7 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の中で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源・浄水場・給水栓から採水し、臨時の検査を行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化した時。

(2) 水源に異常があった時。

(3) 浄水処理過程に異常があった時。

(4) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行している時。

(5) その他特に必要があると認められる時。

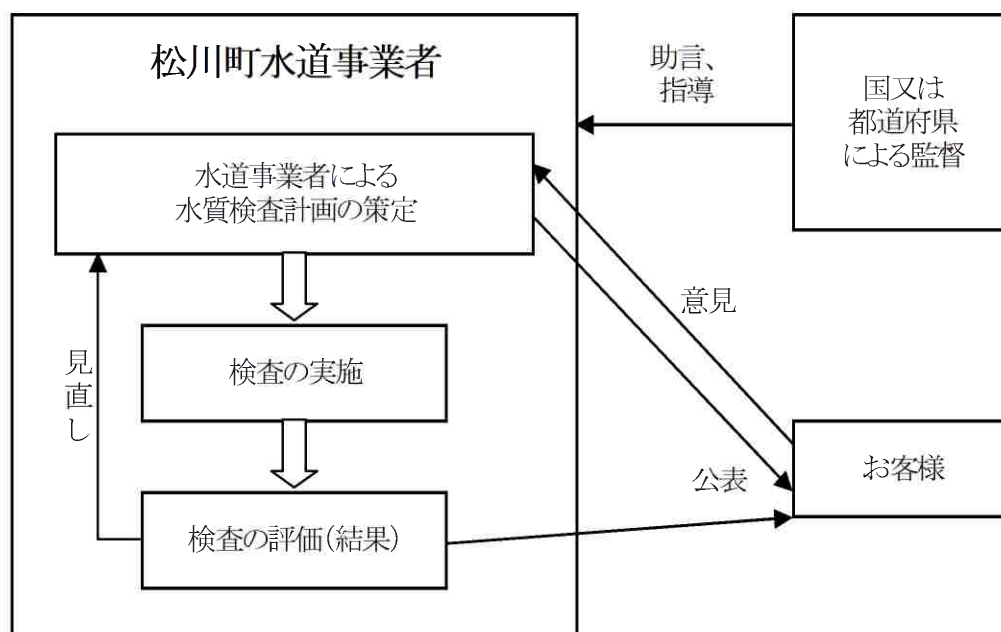
8 水質検査計画において留意する事項

- (1) 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行って、浄水管理の指標とします。
- (2) 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施します。

9 水質検査計画及び結果の公表方法とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画と検査結果を役場建設水道リニア対策課上水道係窓口・上片桐支所・生田支所にて閲覧できるように備えるとともに、町のホームページで公表します。

また、お客様からの声や水質検査結果を、次年度に反映させていくため、下図のような流れで水質検査計画の見直しを行います。



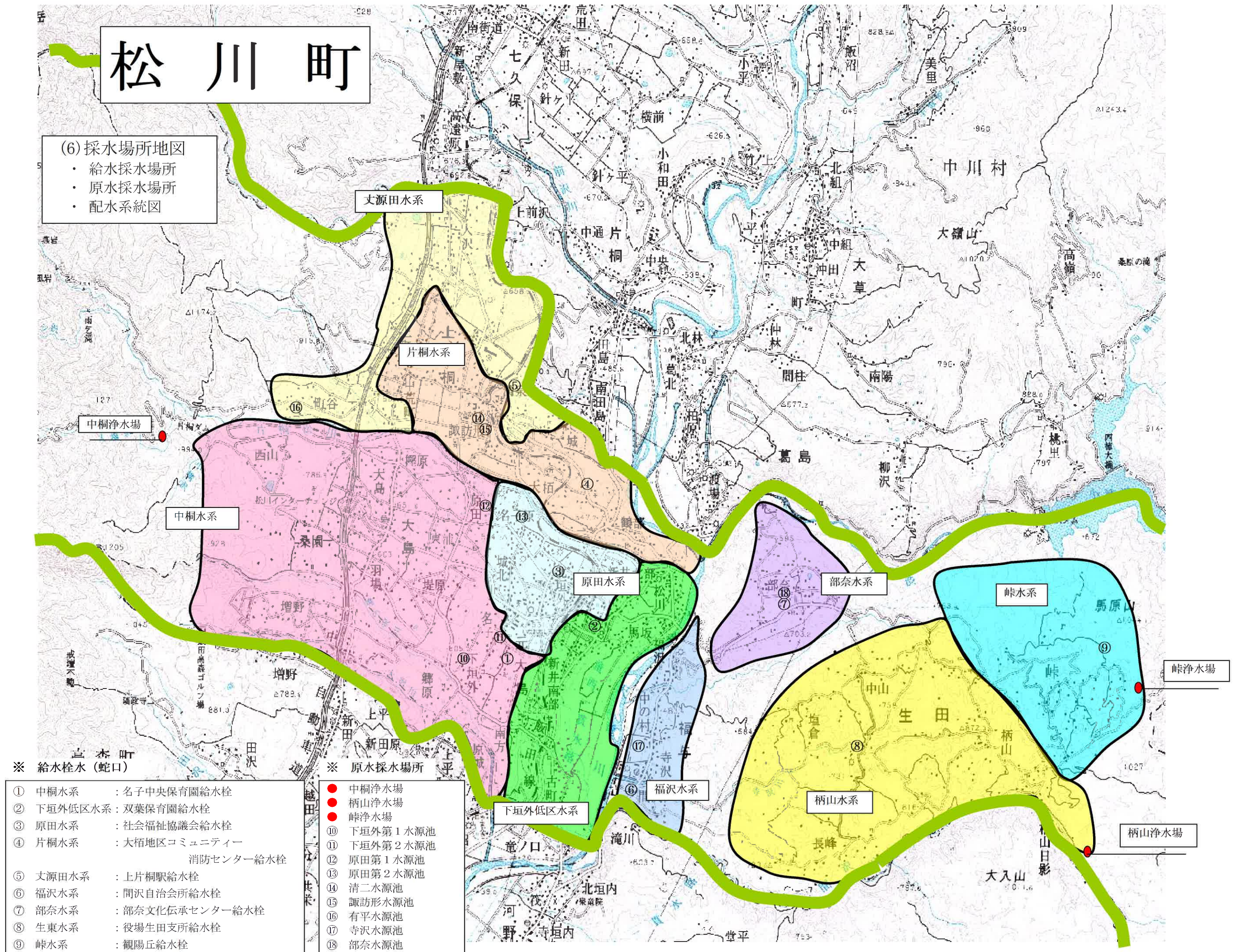
10 水質事故への対応

水源等で水質汚染事故が発生した場合、役場住民税務課環境係・飯田保健所・片桐ダムの場合は松川ダム管理事務所等、関係機関と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を実施します。

松川町

(6) 採水場所地図

- ・ 給水採水場所
- ・ 原水採水場所
- ・ 配水系統図



令和7年度 水質検査計画

中桐 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画												計
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	1003/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
2	大腸菌	検出されないうこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
9	亜硝酸塩窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
10	シアン化物(氰及び塩化ヒアン)	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	○		●	○			○			○		4	
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
14	西酸化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
15	1,4-ジニトロベンゼン 1,2,4-トリニトロベンゼン及び1,2,4,6-テ 1,2-ジクロロエチレン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
16	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
27	トリクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○		○				○		4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
40	無機残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生日	1回/3年まで省略可	1回/発生日			●	○	○	○						3	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生日	1回/3年まで省略可	1回/発生日			●	○	○	○						3	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			●	○								1	
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	クリプトスפורジウム及びジアルジア		1回/年		1回/年			●									1	
53	クリプトスפורジウム検出限		1回/3月		1回/3月			●			●				●		1	

21	9	9	42	51	11	11	21	9	9	21	9	9	190
----	---	---	----	----	----	----	----	---	---	----	---	---	-----

令和7年度 水質検査計画

中桐 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の有無 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	検査実施回数 設定理由
1	一般細菌	100cfu/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
10	シアニド化合物(氰及び塩化 cyan)	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
16	ビス(2-ジシロキプロピル)ジメチルシラン及び ビス(2-ジシロキプロピル)ジメチルエーテル	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
21	塩素酸	0.8mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
27	トリクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	地質由来の物質だが、マンガンをろか砂に使用している為
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	地質由来の物質だが、マンガンをろか砂に使用している為
38	増化物質イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
39	カルシウム マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月	薬物が発生する時期に検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月	薬物が発生する時期に検査
44	非(イオン)界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
45	フエノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目

令和7年度 水質検査計画

下垣外低区 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画														計
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	第1 原水	第2 原水	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月			○			○	●	●			○			○	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
14	四塩化炭素	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び1,2,4-トリクロロベンゼン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○			○					○			○	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年						○	●	●							1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	12
						9	9	21	9	9	51	40	40	9	9	21	9	9	21	186

令和7年度 水質検査計画

下垣外低区 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	検査実施回数 設定理由	
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
14	四塩化炭素	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び1,2,4-トリクロロベンゼン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	産類が発生する時期に中欄水系で検査。安全性確認の為、年1回検査	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	産類が発生する時期に中欄水系で検査。安全性確認の為、年1回検査	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	

令和7年度 水質検査計画										原田 水系											
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画												計			
						4月	5月	6月	第1 原水	第2 原水	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●					1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月			○	●	●			○			○				○	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
16	2,2,4,4-テトラフルオロエチレン及び1,1,2,2-テトラフルオロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
28	トリクロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○					○			○			○		4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月			○	●	●			○			○			○		4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年			○	●	●											1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
						9	9	51	40	40	9	9	22	9	9	22	9	9	22	189	

令和7年度 水質検査計画						原田	水系
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	検査実施回数 設定理由	
1	一般細菌	1003/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
16	2,2,4,4-テトラフルオロエチレン及び1,1,2,2-テトラフルオロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	濃類が発生する時期に中横水系で検査。安全性確認の為、年1回検査	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	濃類が発生する時期に中横水系で検査。安全性確認の為、年1回検査	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	

令和7年度 水質検査計画										片桐 水系											
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水を除く)	月別検査計画											計				
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	諏訪 水 道	清 二 水 道	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●			1回/3月					1
10	シアノ化物イオン及び塩化シア	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月		○			○		●	●		○			○			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月		○			○					○			○			4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○		●	●								1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	12
						9	21	9	9	51	9	40	0	9	21	9	9	21	9	9	186

令和7年度 水質検査計画						片桐	水系
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水を除く)	検査実施回数 設定理由	
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	藻類が発生する時期に中瀬水系で検査。安全性確認の為、年1回検査	
43	2-メチルイソノルボルネオール	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	藻類が発生する時期に中瀬水系で検査。安全性確認の為、年1回検査	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
45	フノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査	
46	有機物等(TOC)	3g/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目	

令和7年度 水質検査計画

文源田 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画												計	
						4月	5月	6月	有平 水道	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100cfu/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	○			●	○			○			○			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
15	1,4-ジオキサゲン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○				○			○			○			4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○	○	○							3
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○	○	○							3
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				●	○									1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
						21	9	9	40	51	11	11	21	9	9	21	9	9	190

令和7年度 水質検査計画

文源田 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	検査実施回数 設定理由
1	一般細菌	100cfu/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認のため、年4回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
15	1,4-ジオキサゲン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
39	カルシウム マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	藻類が発生する時期に中横水系で検査。安全性確認のため、年3回検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	藻類が発生する時期に中横水系で検査。安全性確認のため、年3回検査
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目

令和7年度 水質検査計画										福沢		水系						
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水を除く)	月別検査計画										計		
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	○			○			○	●			○		4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
16	ビス(1,2-ジクロロエチル)及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●					1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12
						21	9	9	21	9	9	51	40	9	9	21	9	186

令和7年度 水質検査計画						福沢		水系
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水を除く)	検査実施回数 設定理由		
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
16	ビス(1,2-ジクロロエチル)及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回実施		
40	茶葉残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
41	界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
42	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
45	エノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		

令和7年度 水質検査計画

部奈 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づ く検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画												計	
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	那 泉 水 道	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	○			○			○	●			○			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○				○			4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年							○	●						1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12

21 9 9 21 9 9 51 40 9 9 21 9 9 186

令和7年度 水質検査計画

部奈 水系

番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	検査実施回数 設定理由
1	一般細菌	100コ/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
10	シアニ化物(イオン)及び塩化シア	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認のため、年4回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	硬度確認は排水水系で検査。安全性確認のため、年1回検査
40	蒸気残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
41	酸イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認のため、年1回検査
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目

令和7年度 水質検査計画														生 東 水 系				
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画										計		
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100cfu/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/年	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	○			○	●		○				○		4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
27	ジトリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	○			○			○			○			4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月				○	○	○	○						3
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月				○	○	○	○						3
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年				○	●								1
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	12
52	クリプトスפורジウム及びジアルジア		1回/年		1回/年					●								
53	クリプトスפורジウム指標菌		1回/3月		1回/3月					●								
						21	9	9	51	11	40	11	21	9	9	21	9	190

令和7年度 水質検査計画							生 東 水 系	
番号	検査項目	基準値	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	検査実施回数 設定理由		
1	一般細菌	100cfu/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
27	ジトリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [消毒副生成物であり浄水のみ検査]		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
40	燃焼残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
41	界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月	藻類が発生する時期に検査。安全性確認の為、年3回検査		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月	藻類が発生する時期に検査。安全性確認の為、年3回検査		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査		
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目		

令和7年度 水質検査計画

岫 水系

番号	検査項目	基準値	水運法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果から省略の可否	検査実施回数 (原水は除く)	月別検査計画												計
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100 ³ /ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	12	
2	大腸菌	検出されないと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	3-ドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●	○	○	○	○	○	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/年	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
10	アン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月		○			○	●		○			○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
14	四塩化炭素	0.020mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
16	1,2-ジクロロエチレン及びジナフタレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
21	塩素酸	0.8mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○		○			○			○	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○		○	○		○			○	4	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○		○	○		○			○	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
27	ジトリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
29	ブromクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月			○	○	○	○		○			○	4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12	
39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月			○	○	○	●						3	
43	2-メチルヒンメルネオール	0.0001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月			○	○	○	●						3	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年					○	●						1	
46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	12	
47	pH値	5.8以上、6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	クリプトスピリジウム及びジアルジア		1回/年		1回/年						●						1	
53	クリプトスピリジウム指標菌		1回/3月		1回/3月						●						1	

令和7年度 水質検査計画

嶠 水系

番号	検査項目	基準値	水運法に基づく検査の回数	検査の省略 過去の検査結果 から省略の可否	検査実施回数 (原水を除く)	検査実施回数 設定理由
1	一般細菌	1003/ml以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないうこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
10	7価化合物及び塩化7価	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/3月	安全性確認の為、年4回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
21	性素類	0.6mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
22	クロロホルム	0.02mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
26	臭素類	0.01mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
27	トリクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	省略不可	1回/3月	省略不可項目 [清毒副生成物であり浄水のみ検査]
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
37	マンガニン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
39	カルシウム マグネシウム等	300mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
42	フェノール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/発生月	1回/発生月	薬物が発生する時に検査。安全性確認の為、年3回検査
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/発生月	1回/3年まで省略可	1回/発生月	薬物が発生する時に検査。安全性確認の為、年3回検査
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	1回/3年まで省略可	1回/年	安全性確認の為、年1回検査
46	有機物总量(TOC)	3mg/l以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
48	味	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
49	臭気	異常でないこと	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
50	色度	5度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目
51	濁度	2度以下	1回/月	省略不可	1回/毎月	省略不可項目